

ピノキオ薬局 ●●店 指定（介護予防）居宅療養管理指導業者 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、当薬局が行う指定居宅療養管理指導または指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者と密接な連携を務める。

3 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- 一 保険薬局であること。
- 二 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- 三 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- 四 利用者に関して秘密を保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- 五 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条 従業者について

- 一 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- 二 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- 三 従事する薬剤師の数は居宅療養管理指導等を行う利用者数及び保険薬局の通常業務等を勘案した●名以上とする。

2 管理者について

- 一 常勤の管理者1名を配置する、但し業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導等の種類は次の通りとする。

- 一 薬剤師の行う居宅療養管理指導等

(営業日および営業時間)

第5条 原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。ただし、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）等を除く。

- 2 営業時間外の連絡先は掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の実施地域は、●●地域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は次のとおりとする。

- 一 処方箋による調剤（患者状態に合わせた調剤上の工夫）
- 二 薬剤服用歴の管理
- 三 薬剤等の居宅への配送
- 四 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- 五 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 六 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- 七 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- 八 ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- 九 使用薬剤、用法、用量等に関する医師等への助言
- 十 麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価
- 十一 病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
- 十二 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- 十三 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 十四 在宅介護用品、福祉機器等の供給相談応需
- 十五 その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他費用の額)

第8条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額を利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 居宅管理指導に要した交通費の額（実費）の支払を利用者から受けることができる。
- 3 利用料及びその他の費用については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(苦情処理)

第10条 当薬局は、居宅療養管理指導等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

一 利用者またはその家族からの苦情については、担当者を設置し速やかに対応するものとする

二 前項の苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を記録する

三 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けて改善を行うものとする

2 当薬局は、提供した居宅療養管理指導等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当薬局は、提供した居宅療養管理指導等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当薬局は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 当薬局は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束)

第12条 当薬局は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

2 当薬局は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 3 当薬局は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条 当薬局は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第14条 当薬局は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当薬局は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当薬局は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当薬局は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務体制を整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもそれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 サービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は該当家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和7年10月1日改訂
- 3 令和8年4月1日改訂